

の予算も当然確保できるのじやないか、それがその目的を達成できないものだから、こういう法律がぞろ／＼出て来るのではないか、これはおそらくその通りだと思います。そういうところに十分手の届き得るような予算がとれれば、あるいはそういう問題は起きて来なかつた。どうも思う。ともすればおろそかになりがちだと申しましたのは、そういう意味で、予算が十分なためにどうしても効率的に考え方、手取り早く行けるところから行こうと、まあ当事者としても向きたがるわけでございましょうから、従つてそれぢや困るのだと、いう地方の声が反映してこよういう法律によつて、一定予算を確保するといふような手段をとらざるを得なくなつて來たからだ、そういうふうに私は思つております。

行かなければならぬというので、最初の目的が何も達成できなくなると思う。総括した予算の中から特別立法が出たときには、その第一回の分には確かに向いて行きます。積寒地帯に対する予算のようなときは、最初に出たときには確かに向いて来る。土地改良立法が予算がきまつておるところに、特別立法が出ると、たぶん立派だけですから、内容はちつともふえていないのです。ですから、何も特別立法をつくらうとするわけですが、私はそういうものが出なくて、わくを大きく広げて行くことが農政の基本であるという態度を大臣がとられなければ、これは大蔵省の認識を大臣みずからが改められない、幾つもこういう立法が出て参りたいにこなうものをつくらなければならないという。土地改革に伴いまして、大きな耕地の革命的なあり方として私は賛成するわけだけども、予算がなかなか出なくて、わくを大きく広げて行くことが農政の基本であるといふ態度を大臣がとられなければ、これは大蔵省の認識を大臣みずからが改められない、幾つもこういう立法が出て参りたいにこなうものをつくらなければならないという行き方では、議員立法を行きまるおそれがある。問題は、どうしても土地改良のために大臣がよほど骨を折られる考え方を持たなければ、この法律を改正して、手続を簡素化して便宜をはかるうといふのですが、その目的はよろしい。簡素化するという目的はよくわかりますが、件数が多く出て来て割当が少いといふことになると、何も簡素化した意味をなさない。簡素化させるということは、事業の目的を達成させようといふためその事業に即応するような予算が出来ない。

ければ、ただ申請件数がふえて来るだけです。これをこなせるだけの態勢ができないで、法律だけをいじるといふことは、その趣旨には賛成だけれども、予算が伴わないで、簡素化だけではなくといふことは、その目的は達成できないと困りますが、このに対する大臣の見解はどうですが、これに対する大臣の見解を伺いたい。

るのです。今は手続が非常にやがましいので、いろいろな申請の予備審査をやらなければならぬというので、相当数の申請が制約を受けているわけですが、その制約を簡素化しようといふことです。ねらいまことによろしいのです。一般的農民の要望にこたえている。しかし農民の要望は、申請の手続の簡素化に伴つて予算の裏づけをしてくれといふ要望であります。手續を簡素化しても予算がついて来なければ農民の期待に沿うものではないのであります。それで法律上の申請の手続の簡素化ということは望ましいことはあるけれども、それに即して予算ができるければ意味をなさかねない、こういう意味で申し上げているのです。

数人が寄り集つてやるのですから、割合経費が安く済む。そのかわりもちらん大きな土地改良ではありますけれども、なか／＼成績が上るものですね。こういう小規模の土地改良が行われますと、食糧増産の上に非常に寄りいたすのであります。そういう方面に対してもはこの法律で必ずしもできないようになつておりますけれども、これまたその方面に対する予算の手当がまことに貧弱であります。この法律によつてできないために予算化ができないのか、あるいはこの法律によつてできるけれども、予算化が不十分なのか、この点をまず先に御答弁願いたいと思ひます。

○平川政府委員 これはもちろん法律によつて実行できるわけであります。ただ昨日も、申し上げましたように、一応國費にも限度がある。まだ監督上も、あまりこまかいあのは監督の十分行届かぬということのために、補助対象が二十町歩程度以上のものだけに限つておるわけであります。その他は長期融資を行ふというようなやり方についておるわけであります。法律上はそういうわけであります。

○川俣委員 今大臣のお聞き及びの通り、この法律ではできるわけです。それで実際に事業が行われておらないといふことは、農民は希望しておる、自分の労力でやろうという希望ですから、この希望は非常に大きい。自分の個人経済の上からも、國家経済の上からも、これはやろうとする熱意是非常に高いのです。今の二十町歩以下に対する融資等が十分行われないのであります。これが融資であります、が、いずれにいたしましても増産いたすためにな

うのです。ですから監督がいるとかいらないとかいう問題ではなくて、土地ですから、これは親代々持つていて土地ですから、それをよくして行こうと地ですから、それをよくして行こうといふ点については一点の疑いもないのです。ほのかの事業と違いまして、特別な水害でもない限り、あるいは天災をこうむらない限りにおきましては、その美田化した利益の上からこれを返して行こうという考え方では、今日の農民は何人といえども持つておるのであります。おそらく一人の例外もなく、その融資を受けたなら返済をしない者はないのです。天災を受けても、いやしくも借りた金は、農民としてはこれを何よりも先に返還して行くという気持を持つておるのでありますから、こういう事業を監督しなければ融資をしないのだ。監督が不十分だから、なかなかできないんだということでは、これは農民の増産の上に影響を受けるところ非常に大きいので、どうかこういう意味におきましても——これは二十町歩以上でなければ補助ができるないということも一応うなげます。また現在もそれでやつておられますから、それをもつと縮小したい気持もありますけれども、それよりもまず、そういう方面的二十町歩以下については融資を豊富にする、あるいは低いところにつきましては補助額を上げろという要望もあります。私は今補助率を上げることよりも、もつと広汎に——補助率は今まででよろしい。それよりももつと広汎に広げて行くことが必要だと思う。受け方から言えばもつと広めてもらいたいという要望もありましようけれども、これは日本の耕地面積全体にできるだけ早く及ぼして、土地改良事業が

○保利國務大臣 私も御趣意は全然同感でございます。それでただいま計画して出ておりますものにつきまして、二十町歩以下の融資のわくが四十億かになつてゐるよう思います。相当の金額とは思いますがれども、これはもう手取り早く、しかも農家が増産の目的を意識して、それでこれだけやればこれだけとれるという、これこそ地についた増産計画の上に立つて来る要請だと思いますから、この要請にはできるだけこたえて行くということが、むしろ大きい増産目的を達する上からも必要だ、私そういうふうに考えます。

○川俣委員 大臣は大体理解を持つておりますので、私はこれ以上その点については追究しようと思いませんけれども、四十七億というと確かに大きいように見えますけれども、日本全国で米にいたしまして六千三百万石、麦にいたしましても、その他の農作物にいたしましても、それだけの生産をあげておるところに対する四十七億の金でありますから、これは決して大きいといふわけには行かないのです。おそらく要望は四百億から四百五十億に上るだろうと思いますから、十分の一であります。十分の一よりしか融資の対象になつていない。しかもそれが純然たる消費の方面についてこれだけ金が流れるということになりますと、インフレを起す懸念もあるという非難が起ります。ようけれども、これは融資をやつた翌年から増産になつて現われて来る。それでなければ農民は融資を受けてやり

るの融資でありますから、この融資といふものは、決してインフレになる融資ではないのです。そういう意味から大臣は、四十七億とかいうと相当なものだとお考えにならないで、これはもつと御勉強願わなければ——大蔵省との折衝におきましても最大の努力を願わなければならぬ問題だと思いますけれども、御努力願えますかどうか、この点もう一度……。

○保利國務大臣 私の努力できます限り御趣意の線に沿うて努力をいたします。

○川俣委員 大臣は御趣意に沿うてと
いうことの御答弁でありますから私はこれで満足しますが、これは真剣に御努力願わなければならぬと思いますので、特に御出席を願いましたのはその言明を得たいからでありますて、二十九年度に一体どの程度局長あたりは盛られて、大臣の方に交渉なさる予定でありますかどうか、その点を明らかにして、それについての大臣の御答弁を願いたい。

○平川政府委員 われくの大体の考え方といったしましては、かねて御説明いたしましたように、五箇年計画のような線に沿つて、これで申しますと大体現在の予算なり資金なりの倍ないし、二倍半くらいに増額してもらいたい、かようになっておるわけであります。

○川俣委員 今局長は、農地局としての考え方とすると、今大蔵省に二十九年度において——あるいは二十八年度において要求されたのは、大体二倍半から三倍くらいのものを要求して、三分の一くらいしか達成できていない、二十九年度におきましても大体今年度

は三倍くらいの要求をしなければ希望に沿い得ないだろう、こういう答弁でございますが、大臣はこれに対しても程度お骨折願えるものであるかどうか。
○保利国務大臣 から約束はできませんけれども、とにかくよく事務当局の計画も地方の要請も伺いまして、できるだけ努力をいたします。
○井出委員長 芳賀貢君、関連質問を許します。
○芳賀委員 この際農林大臣に関連して質問をいたしたいと思います。この土地改良法の中で、市町村がみずから一定の条件を具備した場合においては改良事業を行えるというのを明記しておりますし、これが一つの特色になります。問題は從来の農業協同組合や土地改良区が行つた事業であつて、それが至難であるというような場合においては市町村がやれるわけありますが、現在地方における自治体の現況というものは、財政的にも非常に窮屈の度を加えておつて、いろいろ自治体自体の確立ということさえも至難なような条件に追い込まれておるわけであります。こういうような情勢の中ににおいて、行政機関が特に土地改良事業というようなみずからが事業体になつてこれを執行するということ必要であるかもしませんけれども、本質的な立場の上に立つた場合において、そういうような事業を地方自治体に行わせるというようなことに対する基本的な考え方について、大臣はどういうに思つておりますか。

○保利國務大臣　要は土地改良事業をできるだけ円滑に推進したいという希望から出ておるわけでござります。町村団体において財政上の都合でやれないとところはむろんやれないわけであります、しかしやりたいと思つてもやれないといきゆうくな制限がおかれおるわけですから、やれる条件のもとにある市町村にはやれるような道を開く、そして土地改良事業を推進して行きたい、こういう趣意に御了解をいただきたいと思います。

○芳賀委員　その程度のことでもるとすれば非常に消極的であつて、むしろ積極的にこの事業を推進するために市町村にやらずということの趣意にはなかなか沿わないのではないかと思ひます。もちろんこの事業をやる場合においては、もつばら融資等に依存するわけでありますか、こういうような場合、たとえば市町村みずからが一定の土地改良計画を立てて、特に融資等に依存できないような場合において、あるいは起債等にその財源を求めて、強力なる村の土地改良計画の線に沿つてそれを実施しようとするとする場合においては、どのような取扱いをするわけですか。

○保利国務大臣　そういう目的をもつて市町村で土地改良事業をやる場合、それが協同組合あるいは改良区等と摩擦なしに事業を推進するということであれば、起債等についてはできるだけ努力をいたしたいと考えております。

○芳賀委員　もう一点伺おいたしま。この場合に、地方自治体の事業面に対する監督というようなものは専門に付することはできないと思ひますが、土地改良区あるいは協同組合と連

つた自治体の建前の上に立つて、当局はこれに対し、どのような適正なる監督あるいは指導を行う用意がありますか。

○保利國務大臣　これは現在土地改良区や協同組合に行つております監督のあり方と何う異らるところなく行つて行かなければならぬ。別により以上のことをやり、またより以下のことで済ますというわけには行かねだらうと思

○井出委員長 金子與重郎君、一問だ
限り許しません。
○金子委員 らむ。一課が問題でござる。

いしますが、先ほど川俣君から質問された
の、一国地二十歩歩ということが結局
土地改良の一一番のがんになつておるわ
けであります。これは毎国会土地改良
の問題が出ると耳にたこの出るほど問
題になつておることであります。その
ときに「時はもう少し下げるといふよ
うな感じの答弁をしたこともある。そ
れでこれは予算がないからといはれば別
であります、実質的に小規模の方が
比較的事業者自体の個々の熱意も出て
来るし、また労力奉仕のような實際に
現金を支出しなくて済むこともできる
ので、一番実行しやすいことは政府當
局もわかつておる。連合軍から占領さ
れていた当時、農業が一つの企業だよ
するならば、國家が個人の企業に対し
て援助するという考え方であれば、ど
の商売にでも援助しなければならぬと
いう變なりくつから出していることをも
いておるのであります。しかし日本農
業と食糧生産の立場といふものは、ほ
かの自由企業の場合と根本的に性格が
かわつておる実情に置かれておること
は、否定できないところであります。

そうだとすると、地積の一団地といふことでなくして、その事業主体が二つか四つの箇所にまたがつておつても、それを一つの対象とするという見解で、もつと事業をしやすくしたらどうかと思う。それが一つ。もう一つは、これは政令か何かでおきめになつておるのだと思いますが、それをそらするには、あなたの方で行政的な一つの手続をどういうふうに直さなければならぬか。委員長は一間に限り質問を許されておりますから、この二つの問題に対しても明確にお答え願いたいと思います。これは大事なことです。

○平川政府委員 司令部の方にお話のよくな考え方もあつたようあります。が、私どもとしましては、そういう考え方はもちろん今とつております。土地改良あるいは災害復旧事業といふものは、個人の財産でありまして、それがすなわち食糧増産という国家的な要請に連なつておるわけであります。そういう意味で助成をしておるわけであります。ただ今二十町歩以下を避けておりますのは、要するに一つは、限りある助成であるから、その中において間違いなく事業が行われるという監督の目も十分届くものをつけがまえる。それ以下のものについては、比較的の負担の金額も少いことであるし、県単位の助成というところぐらいにあります。しかし二十町歩といふものがお話をのように絶対のものとはもちろん考えておりません。現に灌漑排水あるいは区画整理につきましては、平地地

○井出委員長 農林漁業組合連合会
備促進法案を議題として質疑を行
す。吉川久衛君。

○吉川久衛君 これは大臣にお答
えればけつこうでございますが、
都合では谷垣部長がお答えくださつ
もけつこうです。

農協の不振なものがございまして
過般来再建整備等の措置を講じなげ
ばならないというような状況にある
でございますが、その原因はどうい
ところにあると政府当局はお考えで
ざいますか。

○谷垣政府委員 その原因はいろ
な面に広く問題があると思います。
これは再建整備法を制定いたしました
きにやはり問題になつたところでござ
いますが、経済界の状況の変化に即
して、たとえば統制が解除されたた
に持つておつた在庫品の売りさばき
非常にむずかしくなつた、あるいは
下りになつた、あるいは経済界の状
況が非常に変転をして、非常に大き
な損金を再建整備法をつくりました
時持つておつたような事情でござい
して、これがやはり今日おきます
農協を再建いたします際の非常に基
的ながんになつておる点であろうか
思うのであります。再建整備法だけ
なかくやれなかつた点を、このた

つ疑計。の促進法においては援助をして行きた
い、かような考え方から再建整備法の進
捲状況を見ましたところ、出資の進捲
状況、増資の進捲状況、あるいは固定
しました債権であるとか、固定しまし
た在庫品の流動化というような、再建
整備法が直接に手段として選びました
やり方については、ある程度効果を実
は上げておる状況なのあります。と
ころがそれをことに県連と県連以下の
小さい組合とをわけて考えました場合
に、何せ非常に大きな固定債務を持つ
おるのが県連の現状でございます。
百二十六億程度のものが農協の県連単
位に固定した債務として残つております
す。その金利の重圧を何とか軽減して
行くということをやりませんと、再建
の態勢がおぼつかないと思われました
ので、従いまして再建整備法につけ加
えまして、そういう特に連合会におい
て累積した債務の金利負担の重圧を軽
減して行くという方法をとつた次第で
あります。現在不振であるという理由
には、やはり再建整備法を制定いたし
ました当時の基本的な問題と、それに
引き継ぎまして、再建整備法で十分やれ
なかつた、特に県連段階における金利
重圧の問題がからんでおるわけであり
ます。

いうわくの中に押し込められてあるところの、経済事業をやる団体いろいろの制約があるのです。當利を目的としない団体でありながら、こうしきびしい制約がありながら、課税の対象にしないということを法律に明記されていながらも、課税の対象にするといふようなこと、それからまた農林省の機構の問題のときに、これは相当論議されたのですが、經濟局の、當時農政局の中に、協同組合課という一つの課を設ければよろしい、部まで設けなくてもよろしい、という論議が相当やがましかつた。そのときに私どもは部を置く必要がある、そうしてもう少し協同組合の育成強化のために指導監督を強力にやつてもらいたい、こう、うようなわれくの願いから、課でなくて部を置くということになつて、いたわけです。その後農林省の、部の存置された理由から考えるならば、もう少し私は強力に指導監督をるべきであつたと思うのです。その点私は政府は怠慢であつたのではないか、といふような感じがするのでござります。またその一つの現われとしては、農協の役員が絶えず転々とかわつております。これは村長になるところの一つの足場であるとか、あるいは農協の役員をやりながら、もう数え切れないくらいの各種の村の役員を兼任する、といふようなことが盛んに行われております。あるいはまた職員の場合でもときわめて低い待遇なんです。そのため転々として職員がかわつてしまふ、といふようなことで、この変転きわまりない経済界において

経済事業を営まなければならぬときには、ほとんどしようと同士でやつておるといふようなこと、こういつた問題について今まで何ら政府としての配慮が払われておりません。すなわち指導監督の使命が果されておりません。これはどういうようにやつて行こうといふことをなにか、その所見をまず大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○保利国務大臣 協同組合の健全化を果して参りますためには、いろいろの面から考えなければならぬと思いますけれども、やつぱり一番大事なことは、協同組合。これはほんとうの農民の自主団体でございますから、その農業協といふものの持つ意義を農家の方がよく理解をしてくれて、そうしてそれが何かの名譽職の足場に使われるようなことのないよう、真に農村と取組んで農村の発展を願つて行くといふことを繰返すのでありますから、問題はやはり役員等に得なければ、結局積んではございませんでござります。そのほかいろいろしてこの農協傘下の農家の方々が運び出してくれるが、ここに私どもは最大の関心も持ち、またそれを期待するお話をのうに、実際の衝に当る人をいたしてこの農協傘下の農家の方々が運び出してくれると、ここに私どもは最大の関心も持ち、またそれを期待するわけでござります。そのほかいろいろ物的な面でくふうをいたしましても、その人を得なければ結局うまく行かない。よく農家の方々が何のために自分たちは農協を持つかということをよく考えていただくよう、農協の意義を徹底するということがまず第一に必要なだろう、そういうようにまず基本的に考えられるわけです。

りますから、最後に一つだけ伺いま
す。農協に組合員が関心を持つよう
しなければならない、それは大臣のお
つしやる通りなんですが、関心を持た
せるようにしたことがあるのか、そ
ういう点に私は欠くるところがあると思
うのです。だから関心を持つように組
合員の教育といいますか、指導とい
ますか、そういう面について私は非常
に不十分であつたと思うのです。今後
どういうようにそういう問題について
お考えになりますか、関心を持たせな
ければならないということは私は大臣
とまつたく同じ考え方なんです。そこ
までは同じなんです。それから先なん
です。関心を持たせるようにするため
には、どういうように教育啓蒙をして
行つたらいいのか、具体的にどういう
ふうにお考えになつておいでになるの
か、その対策をひとつ伺つて私の質問
を打切りります。

の仕事の大きい一つの面も、そこに出ると私どもは期待しておるわけであります。実際面になつて参りますと、実際地について御意見を持つておられる方の御意見をよく承つて行がなければ、中央において頭だけで考えてやれるような問題でもないよう思いますから、そういう気持ちでやりたいと思ひます。

○井出委員長 足鹿覺君。

○足鹿委員 この間農協部長で御答弁が困難な問題が一、二残つておりますので、大臣からこの際承つておきたいと思います。

今度の整備促進法の対象になつておりますのは連合会ということになつておりますが、大臣も御存じのごとく、協同組合組織は、末端の単位協同組合が府県連をつくり、さらにそれが構成員となつて中央組織をつくつておるのであって、これを分離して考へることは、理論的にも実際的にも適当でないと私は思う。なぜ連合会だけを対象にしておられるのか、その点大臣から御所見を承つておきたいと思います。

○保利国務大臣 今度の整備促進法は連合会の固定化しております固定債務の利子重圧のために、連合会の活動が非常にいわば動脈硬化になつてゐる。それは何のためだ。固定債務が非常に大きくなつておるものだから、従つてその結果はどういうことになるかといえば、これは申すまでもなく単位農協にしわ寄せされて来る。単位農協にしわ寄せされれば、結局単位農協のメンバーにしわ寄せせられるわけですが、さしあげながら、従つて連合会の今度のねらいいたしましては、大きく百数十億のぼつております、固定債務から生

じて来る単位農協及び組合員に対するしわ寄せをなからしめる目的をもつていたしておるわけです。単位農協の古はむろん一番大事なことでござりますけれども、今吉川さんの御意見に私もお答え申し上げました通り、この分はむろんあります。ありますけれどもも較的少額でもござりますし、いずれにいたしましても、人にその人を得るというような面から経営の刷新が期待されるならば、これは重圧というほどものにはなつてないというふうに見て、今回は連合会を対象にしてお話をいたそうとしておるわけであります。

しかしやはりそれは所属する農民の自由な意思によつて、ある一つの経済プロックを単位として、その方がいいと
いう観点に立つてつくられておるので
す。それを連合会と言いながら対象か
ら除外しておる。これもなつちやおら
ぬ。私はどうも筋が立たぬと思うので
すが、その点はどうですか。

○保利國務大臣 稽連の場合も単協の場合と今回は同様に考えております。今郡連の持つておりまする固定債務は、二億八千万円ぐらいを見ておるよ

うでござります。この方は現行の再建整備法でやれるだけやる。今回は県連以上のものを対象にしてお願いをしたい。なるほど筋をずっと立てればお話をのようになりますけれども、根本は実際組合の經營担当をやる人が得られなければ、このくらいの借金と言つてははなはだ何ぞうと思ひますけれども、なかへいかぬのじやないか。郡連の関係につきましては、今回は草協の場合と同じように、現行再建整備法

○足鹿委員 くどいようですけれども、それは大臣少し筋が立たぬとぼくは思うのです。再建整備法は昭和二十六年こうだつたかにできて、若干成績は上げておりますが、あれではどうもかゆいところに手が届かないというのでも、この新たな整備促進法というものがでてきておるので、金額の多寡は別として、やはり平等にお取扱いになることが必要だと私は思う。特に全国段階の固定化債権から来る金利の重圧というものは、現在一番懸んでおる点であつて、この法律案が成立して実施になれば、連合会段階は非常に経営が楽になることは明らかであります、やは

りその間接的な影響は市町村に及ぶのであるから、市町村なり郡段階は適用から除外するということとは私はおもしろくないと思う。農林漁業組合再建築法といふ前の法律は、連合会といふ字句も使わないで、やはり平等な立場に立つて立案実施されておるわけでありますから、これどちららの関係に立つてこの整備促進法も、当然私は郡段階も市町村段階も入れてやるべきだと思います。特にその固定化債権の内容は資料もいただいておりますが、検討してみなければならぬものも相当あるのです。必ずしもこれが経済変動によつてできたものだと、さう簡単に判断しつかないものも相当あるのです。これはよく検討してみればわかる。いわゆる国がめんどうを見て行くことになさわしくない性質のものも往往あると私は思う。そうしますと、末端の金額が少しから再建整備法で行くのだといふのは、どうも——頭のいい保利さんはから慎重にお考えになりまして、特にこの点については重視して、郡連及び単協の場合にもこの法案では適用になりませんが、何らかこれに準ずる措置を私はとつてもらいたい。特に末端の經營に当つておるものは、非常に優良な組合とそうでない組合との間にはたいへんな懸隔がありまして、經營不振の市町村の単協といふものは經營規模が小さくて、ながく信連その他の金融も受けられませんし、といつて全国段階や県段階のように、すらべと出資の増額もそう簡単には参りません。どうしてもこの苦しみ方といふものは、私は末端の新組合は、これは固定化債権のみならずすべての点からいえると思うのですが非常に苦しい經營

きやつておる組合は相当あるのです。それはあまり赤字を出したくと言ひて、表面に出せば組合員がついて来ないし、といつてある程度たなおるしで決算のときにつじつまと合せたりいろいろしてやつておるのです。その中には、実質的には經營が苦しくてもつじつまだけ合せて、一応総会を切り抜けたという戦術を實際はとつておるのであります。ですからこれは固定化債権を中心として対象としたものであります。单協の場合には少し性質が違うと思う。再建築法だけでは私は片がつかないと思う。あまりくどい話を申し上げてもどうかと思いますので、質問は切りますが。特ににれに準ずる何らかの措置を御検討願つて、末端単協の振興のためにもあたがい手を差延べてもらいたい。私は特にこの点を強く希望をしておきたいと思います。

いふうのものが主となつて行くべきものと
考えております。しかしながらいろいろ
な経済界の状況の変転だとかいうよ
うな事情からそれだけではやつて行け
ない部門がござりますので、政府とい
たしましてもある程度のこれに対する
保護あるいは援助といふものが必要か
と思うわけであります。御指摘のよう
に、再建築法をやり、あるいはまた
その不十分と思われまする点を促進
法というような形で援助をいたして行
くわけでありますが、これはこれだけ
のことと、現在の不振な組合あるいは
連合会が十分にできるという筋のもの
ではないのでありますて、この政府の
援助にアラスというよりも、政府の援
助がそういう組合全體といたしまして
の建直のあらゆる施策をやつて参り
まする一つの誘い水という形におい
て、組合再建の意欲が十分に盛り上つ
て参りますならば、またこのたびの促
進法をお願いしまする経緯におきまし
ても、協同組合のそれゝの責任者の
方々が、ぜひこの際に再建の促進をや
つて行きたいという強い意図が見られ
たわけであります、そういうような
気持がほんとうに火の玉のようになり
まして、各方面の援助、もちろん協同
組合内部におきまする自分自身といった
しましての建直しの機運というものが
大きくなつて参りますならば、これは
将来ともに協同組合というものがはつ
きり立ち直つて行くというふうに私た
ちは期待をいたし、またそう信じてお
るわけでございます。

部を改正する法律案に対する川俣君の質疑を許します。川俣清音君。
○川俣委員 大蔵省に土地改良法の改正について意見を尋ね、本案に対する態度を決定いたしたいと思うのであります。このたび改正せられました土地改良法の一部改正について、大蔵省はどんな見解をもつておられますか。
○柏木説明員 大蔵省といたしまして、まつたく異論はございません。
○川俣委員 それではありますべ、土地改良事業へ国家がいろいろな形において補助、助成、融資等を行つておりますが、その結果どの程度効果が上つておるという見解を持つておりますか、大蔵省の見解をお伺いいたします。
○柏木説明員 年々相当多額の食糧増産の経費を計上いたしまして、土地改良事業を実施いたしておりますが、年々相当の土地が造成され、土地の生産が上り、その結果食糧の生産に非常な貢献をなしておるよう思います。
○川俣委員 そういう見解を持つておりますれば、非常にけつこうなんですが、それではこの土地改良法といふ法律は、御存じのように、日本の食糧増産のために、その基本であります土地の改良を行いまして、すみやかな増産を達成せしめようとする意図に基づいて行おうとする法律でございまます。ところがこの土地改良法に基きまして、温田地帯を乾田に直す。あるいは寒冷地帯の低生産性のものを高位生産性に高めて行こうとする積寒法、あるいは海岸砂地のこれも比較的低生産性のものを増産をはからうとする意図のもとにいろいろ出ておるのであります。この土地改良法によつてこれ

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

らの事業ができるわけです。土地改良法によってできないという見解をとつておられますか、できるのではあるが、やらないといふお考えでありますか、その点をお尋ねいたしたいのですが、一体なぜ温田地帯単作法あるいは海岸砂地等の土地改良事業を行おうとするのは、土地改良法で実施できるにもかかわらず、なぜ別の法律が出来るかといふ御趣旨だと思いますが、実は各特別立法とも議員立法でございまして、政府として特にそういう法律を用意いたしておるわけではございません。おそらくこれら地帯の振興の必要が感ぜられるという意味合いにおきましてかかる立法ができるおるのはないかと感じております。

○川俣委員 これは大蔵省の認識が少

し足らないのでありますて、これらの

土地改良法に基いて土地改良が行い得

るわけであります。行い得るにかかわ

らず、なぜこういう特別立法が出て参

ります。

○川俣委員 そうすると、この法律に

基いて相当予算をやつておるのだが、そ

のほかに特別な地帯があるから、そ

れに割増しをして、こぶをつけた予算

化をはかられる、こうじょうように理解

してよろしいのですか。

○柏木説明員 結果から見ますと、特

別地域には少し予算がふえておるだ

けであります。

○川俣委員 私のお尋ねしているの

は、これは款としての土地改良事業と

御認識がないのですか。改良法が不十分だからこういう特別立法が出て来る。特殊な地域についてはこういう特

別立法が出て来るのはやむを得ないと

いうお考えか、この法律でできるのだ

けれども、予算化が十分でないため

に、やむを得ず大蔵省のけつをたか

なければならぬということと、こうい

う立法が出て来るというふうにお思

になりますが、一体どういうふうに見

解をとつておりますか、この点をひ

とつ明確に御答弁願いたい。

○柏木説明員 現行の土地改良法で土

地改良はあらんできるわけでござい

ます。積雪寒冷地あるいはその他の特

殊地域につきまして、所要の予算是

年々計上されておりますが、積雪寒冷

地の法律が通るとか、あるいはその他の特

別立法が通ります際に、特に予算の説明書の上におきましては、少くも

各特別地域にどれだけの金を支出する

かということは、十分研究いたしてや

つております。それで大蔵省といたし

ましては、こういう特別法がなくても

十分やつて行けるという考えを持つて

おります。あるいは御不満の点もある

うかと思いますが、さよに考えてお

ります。

○川俣委員 そうすると、この法律に

基いて相当予算をやつておるのだが、そ

のほかに特別な地帯があるから、そ

れに割増しをして、こぶをつけた予算

化をはかられる、こうじょうのように理解

してよろしいのですか。

○柏木説明員 結果から見ますと、特

別地域には少し予算がふえておるだ

けであります。

○川俣委員 私のお尋ねしているの

は、これからまたこういう土地改良の

特別立法が一つか二つ出ると思う。と

いうのは、この土地改良法でできない

わけではないけれども、それで十分な

予算化を伴つてその事業が達成できな

いために、また特別立法を一つか二つ

つくらなければならないという情勢が

生れて来ているわけです。そういう場

合を想定いたしますれば、それは土地

改良法の中でもそういう操作をやろうと

するのか、それは特別な地帯であるか

か、やはり国が援助をしなければ士

地改良が年々行われておると見るべ

りです。

○柏木説明員 そういう特別立法がで

きます際に、諸般の財政状況、ある

いと考えております。

○川俣委員 私自身の見解をもつて

います。御不満の点もあろ

うかと思いますが、さよに考えてお

ります。

○柏木説明員 予算の説明書の中にお

きまして、どの地帯にどれだけの予算

を配分するかといふことは明記してござります。これはいわゆる憲法上の議

決権は、これにはございませんが、行

政権は、これにはございませんが、行

政

良事業を行つておる。これだけの労力とみずから資金の投資で土地改良を行つといふことは、土地改良によるところの成績を農民みずから認めておるから、個々の投資が行われるのだと思うのです。また自分の労力が費されるのだと思うのです。

土地改良は大した成績は上らないの
だ、むしろ減産になるのだといふお話
をなきつたそうであります、が、そ
ういうことがありますか。

て、いわゆる龜田郷の見学をさして、ただきました。そのときに生産が上つていかない場合には、そういう事業は不生産的だからやめたらどうか、そういうふうに言つたと伝えられておりま
一。また見学へ連れてこられたとき

美は実に同情をされた方の中にはつきりそういふうに言われた方がずいぶんありました。また私もその点念を押したのであります。そういうふうに繰返し言われた。しかしあとで農林省の人たちと同つてみます

省の方におきまして、もう二箇月くらい前でしようか、龜田郷につきまして徹底的な調査をやつたわけであります。その結果によつて一体あの地区に

おける土地改良事業がどれだけの効果を持つたか結果が出ると思います。その結果によつて判断いたしたいと思います。

良事業についての見解ではなくて、たまたま行われた鶴ヶ島にいたしましてもそれはあり得ることだと思います。これだつて見解は間違つておると思いますけれども、必ずしもないとは見え

ない。それは工事が不正に行われましたなために、増産に影響しなかつたということは確かにあり得ることです。それは巡回の中にどうぼうする者がいなかつては限らぬのと同じで、大蔵省の中に漫職がないとは限らぬのと同じことで、その一つか二つの例をもつて、すぐ大蔵省の官吏がだめだということを、今あげるわけには行かぬと同じように、土地改良事業が一つくらい失敗したつて、土地改良事業がだめだといふ認識を持たれたとすれば非常なやまちじやないかと思うのですが、この点について伺いたいと思ひます。

○柏木説明員 その点龜田郷の問題だけすべてを判断しようとは思ひません。それは今お話をありましたように、数百あるいは数千の土地改良事業のうちの一つや二つくらいは全然効果のないものがある、それは十分考えられると思います。私はもちろん龜田郷の問題だけ全部を考えるという気は毛頭持つておりません。その点は全然御心配がないと思ひます。

○川俣委員 これは重大なことなんですが、土地改良が失敗をしたというのには、工事自体が失敗したとか、あるいは計画が十分科学的に行われなかつたとか、あるいは二毛作を期待したのにもかかわらず、それに適合した品種を得られなかつた。あるいはその改良に伴うところの水利が十分でなかつた、こういうようなことによっての失敗であつて、土地改良自体についての失敗ではない。おそらく計画であるとか、それに伴うところの品種の選び方、選定を誤つたとか、あるいは旧来通りの農法で、経験的な農法をやつたために失敗したということはあるのです。肥

過磷酸の価値というものは化学的にわかりております。ですから化学肥料が全部だめだと、ということにはならないというのと同じでありますと、それはときどきいうことは起るかもしませんが、どうもあなたの見解は、一般に伝えられておるところによりますと、土地改良事業について再検討すべきだというような見解を持つておられて、しかもそういう意図に基いて予算が削減せらるべきだとうなごとにになると、はなはだもつて不届きのことだと思ひます。これは許すべからざることだと思ひます。それを農林省がわざ／＼了解を求めなければこういう計画が成立しないといふようなことだと思ひますが、そんな了解を求める金がありますならば土地改良事業に使うべきだと思いますが、あなたはどういう見解ですか。

○柏木説明員 川俣先生の耳にどういふ話が入つておりますか、私は存じませんが、何らかの誤解があるのでないかと思います。私としましては別に龜田郷の問題で今後の食糧増産経費全体をどうするかということは全然考えてはおりません。むしろ白紙の状態において、私今度四月にかわつたばかりで、食糧増産の問題は初めて担当いたしましたので、これから十分研究して、食糧増産をもつと効果的にやつて行く方向に持つて行きたいと思つております。

龜田郷の問題で全部を律するという考え方は全然ございませんから、それは川俣先生の柏葉にすぎません。こういうふうに申し上げてさしつかえないと思

○川俣委員 私の杞憂でありますならば、土地改良事業に基いて増額していくべきであるならば私の杞憂は一掃いたしまさる。増額しないで減額しますとなれば杞憂が実現するわけです。その通りだと思つたのですが、その点について……

○柏木説明員 二十九年度の予算がかかるが減るか、私の一存できまる問題ではない。ではございませんけれども、ただ食糧増産費につきましては、新聞紙上におきましても、その使用法につき若干の疑問があるのではないかということが一般に言われております。私は從来増産費につきましては、第三者としても、食糧増産費の用途につきまして若干意見を持つております。今後十分研究して食糧増産の効果を現わすように十分努力いたしたいと思います。

○川俣委員 今世間にいろいろと輿論があるようだというのですが、どんな輿論ですか、私はまだ聞いたことがないのです。議論ないし輿論があるようだよとおつしやいましたが……。

○柏木説明員 それは新聞の社説等におきまして、公共事業費あるいは食糧増産費の使用についつて効率的に行なうべきことはわれくも念願し、括弧をさしておられるようだよと私は記憶しております。それをさして言つておるのであります。

○川俣委員 効率的にやれといふ話は私も聞いております。同じ投資をするならば、なるべく効果の上がるようにならなければなりません。効率的にやるために予算を削らなければなりません。農林省はけしからぬことだと思うのですが、効率的にやれということと、らく農林省もそれを念願しないとすればならないという理由はどこにあるの

○柏木説明員 削ることだけを言つておるのはありません。ふるえるが減るか、それは今後の予算の問題ですが、今ここでふえるという約束もできぬし、また逆に私は削らうとぐう意思でやつておるわけではございません。これは予算全体の問題でござります。

○川俣委員 それでは柏木さんの土地改良に対する見解をもう一度明らかにしておいていただきたい。いろいろ研究され、あるいは世間でいろいろのこと聞いておるといふことであります、どういうふうにすればよろしいとお考えになつておるのか。

○柏木説明員 まだ実はどういうふうにやつたらいか研究いたしておりませんけれども、今後十分研究いたしたいと思つております。

○川俣委員 いろいろお考えになつておる点があるとさつき御答弁になつたのですから、未熟であるうともお述べになつたらどうですか。われくもそれについて大いに検討いたしたいと思ひます。

○柏木説明員 ここで私の書生論を御披露しても、あまり効果がないのではないかと存ります。ですから十分研究ができた上で御相談をいたしたいと思ひます。

○川俣委員 これはやはり重大です。あなたが疑惑がなければ、私はあえて聞こうとしない。疑惑が中にあるので、勢いどうしても見解を聞かなければならぬ」ということを申し上げておるので、これは疑惑がなければ問題ないたしません。土地改良についての

つの見解を持つておられるというふうに——いい、悪いは別にして、そういうことが流布されておるのであります。農林省でも課長以下あなたの前に頭を下げる陳情したというようにも聞いておる。農林省が大蔵省に頭を下げて陳情するということはけしからぬことだとと思うのですが、そのけしからぬことをえてやつたようです。それを私はあえて追究しようとは思いませんが、それほど問題の人ですから見解をお聞きしたい。

○柏木説明員 先ほど申し上げましたように、食糧増産、公共事業の予算を相当して間もないのですから、これから大いに研究したいと思います。ただ新聞紙上に出ておる疑義もありますし……(「疑義とはどうことなのか」と呼ぶ者あり) それでは一つだけ申し上げますと、非常にたくさんの方事を始めて、しかも未完成の工事が多くて、いよいよ場合に、結局国家としまして裏てる資本が年々ふえて来る。つまり収益を伴わない資本が年々ふえて来る。一体そういう金の使い方がいいのかどうか、若干の疑問があるのではないか。その意味におきまして、金を使うときには、効果がいつ出る、いつどのよう収益を生んで來るのかという全体計画をむしろ見る必要があるのではないかということを一つとして考えたわけであります。それをどういうふうに今後研究するか。それは時間の許す限りいたしたいと思います。

○金子委員 ただいまのお話是非常に重要な問題であります。この土地改良事業の予算の使い方にについては、どれだけの助成率を持つか、どれだけの規模のものを主たる対象にするかとい

ことに對しては、國会ではさめておりませんので、今日も問題になつたのでありますけれども、土地改良事業予算の使い方について、國会の意思としては、ただいまあなたが指摘されたような、國營なり県營というような年次計画によるものも、田畠を掘り起した場合でも、いつもさつちも行かずそのままになつておつて、資金は寝ておる。しかも増産の実はあがらぬ。しかかもそれを一反歩当りの施設費に見ると、相当割高になつておる。こういう点は常に農林委員会が指摘するのであります。そこで農林委員会で、いつでも土地改良に対する問題が起りましたときは、その助成なりをいたします対象とする規模は、できるだけ小さい方が効果的だ。こういうふうな貧乏な国では、金を費したら端的にあくる年すぐ増産がはかられるようなどろからやりたい、こういう希望があるわけであります。そういうときには、たとえば今では大体において五十町歩、特例の場合に二十町歩、こういうことで先ほど農地局長も説明しておりますが、それでは満足できない。もつと小さいものにほしいのですけれども、それは主として大蔵省が監督上困るとかなんとかいろいろな問題で、規模の小さいところを助成対象にすることをながくやらぬだらうといふことを言つておるのでありますけれども、そういたしますと、あなたの今一つの構想、感じとして持たれたことは、私ども同感とするところでござりますが、それに比べれば、監督のしやすい大規模のものを中心にしてやる、小規模のものは監督が行き届かないという理由で、できるだけ規模を大

きくするというのが大蔵省の意見だと
いうのであります。そのところは
非常に矛盾があります。その点はどう
いうふうにお考えになりますか。
○柏木説明員 実はお話を点、御意見
十分に参考にいたしまして、今後研究
いたしたいと思います。
○金子委員 違うし、そんなでたら
めじやない。大規模なものが非効率な
土地改良の形であるという見解を持た
れたということを今おつしやつたで
しょう。それは私どもも同感なんで
す。それなのにそれに矛盾した一つの
ことがある。たとえば今度助成対象に
する土地改良事業は小規模なものほど
効果があがる。できるだけ端的に効果を
あげるには小規模のものが効果的だと
いうことは、農林委員会で常に主張さ
れているところなのだ。その際に、そ
の事業規模を小さくしてはいけないと
いうのが大蔵省の強い意見だというこ
とを常に聞いておるのであります。が、
そうすると今のあなたの御見解と矛盾
が出て来るということなんですね。
○柏木説明員 大蔵省で単位面積を小
さくすることに従来反対しておつたと
いうお話をありますけれども、私ども
いたしましては、今その問題にあま
り知識がございませんから、十分研究
いたしたいと思います。

規模土地改良に適用するについて反対したことではないとおつしやるけれども、小規模土地改良について二十町歩というお話を先ほど金子さんからありましたが、これについても今まで非常に経緯があるわけであつて、大蔵省は三百町歩以下は認めないとことであつたのが、ようやくにして五十町歩まで農林省の要望がいれられ、また積雪寒冷単作地帯については特に二十町歩まで認めるという経緯もあるのであります。日本の土地改良事業は、食糧増産という国策の根本方針であつて、これに対してもいろいろな問題があるわけです。ところがいる／＼御発言を聞きますと、土地改良問題について私見があるとか、新聞記事等にいろいろの問題があるとかいうようなお話をあつたのですが、ただいまのその御発言を聞いておつて、部分的なことをとらえて土地改良事業全体を否認するがごとき印象を得たのであります。そこで速記録を調べないとまだよくわかりませんから、後ほど速記録をよく調べて、次の機会において、委員会としてこの問題を根本的に取上げて、大蔵省の土地改良事業に対する認識を根本的に是正してもらわなければ、この最大の使命であるところの食糧増産の前途に一大暗影を投ずるものと私は思いますが、本日は時間もありませんから、委員長において後ほどよく速記録をお調べになつて御善処あられんことをお願いするものであります。

○井出委員長 土地改良法の一部を改正する法律案に関する質疑はこれを次回に譲り、再び農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。芳賀貢君。

○芳賀委員 先ほどの谷垣部長の御説明によつて、大体平面的に考えた場合においてはわかるのであります。だれしも了承する点は、組合自体の自己資本が非常に不足しておる。特に固定設備の間におけるアンバランスというものは重要な問題であると思う。さらに債権の固定化の問題であるとか、いろいろ問題はあると思います。一番基本的には考えた場合に、なぜ協同組合が不振であるか、普遍的に不振になつておる要素は、これは現在の経済機構といいますか、経済情勢の中における協同組合の運営といつものでは、適応性を欠いておる点があるのでないかと、いうふうに考えられる。そういう点についての御所見はどうか、伺いたい。

○谷垣政府委員 現在の経済界に対しても適応性を協同組合が本来欠いておるかどうかという御質問のように承つたわけであります。これは現在の協同組合法のわく内におきまして、うまく經營の行つておりますものが、現実にかなりあるわけであります。不振組合のことを中心にずっと審議が続いておりますので、非常にうまく行かない問題を多く取上げておりますけれども、しかし全体の組合を見渡しますと、現在の経済状況のもとにおいてもうまく乗り切り、經營その他の上手に行つておる組合が、これまた相当あるわけであります。それならば、これらの問題がどういう点でうまく行かないのかといふ点でございますが、これはいろい

るな点があろうかと思ひます。私は現在の組合法の規定しておりまするわく内におきましても、経営の主体がはつきりいたしまして、組合員が始終それに対して強い関心を持つて、系統組織という、ほかの一般の営業者と違つた組合自身の持つております特質、長所を十分に生かして行きますれば、現在の組合法の性格から見まして、十分にやつて行けるというように確信をしております。ただ問題になりますのは、それならば經營陣営の優秀な者をどういう形で選び出すかというような点、あるいはまたそういう優秀な方がおられましても、現実に持つておりまするかなり大きな欠損をどうやって行つたらいいか、こういう点は非常に大きな問題であろうかと思ひまするけれども、これは組合法の本質的な問題とは少し違つておりまするので、私は現在の組合法のわく内におきまして十分にやつて行けるのだ、現在の組合法の内部におきまして、まだ一改善すべきものがたくさんある、かよろに考えております。ただもちろんこれを外的部的に、たとえば農産物の価格安定法というような法案を対象にして考えました場合に、そういう外部的な条件が組合の經營の上にプラスになるかマイナスになるか、これは非常にプラスになることと思いますが、そういう外的条件が整備されまして、そうして組合の經營がます々堅実になつて行く、こういふことは私たちは当然に期待もいたしますし、またそういう方向にもおいてどういうような欠陥があるか

ということを、あわせて検討する必要があると思ふのであります。これは先ほど大臣の御答弁の中にもありましたけれども、結局組織を形成する組織員自体の意識の問題あるいは意欲の問題等が根本的にある程度高揚されるるという方向に進んで行かなければ、抜本的な確立はできないというふうに考えておるわけであります。府県段階におけるあるいは県指導であるとか、中央においておける全指導のごとき、特に教育、宣伝、啓蒙等を任務とする協同組合の連合会の組織が非常に骨抜きになつて、他力依存でようやく命脈を保つておるという現況にあると思いますけれども、こういう点と関連して再建整備あるいは整備促進をやつて行くために、これらをどういうふうにお考えになりますか。

があると思うのであります。その一つとしていたしましては、たとえば御審議を願つております協同組合の総合的な課税問題に対し、どういう対策をとるかという問題も、ある問題として出て参るものと思いますし、あるいはまたいろいろと御議論のありました種々の課税問題に対し、どうして参りましようし、あるいはまた肥料の購買事業に関して、現在持つておられます共同計算制のような問題を確立して、あるいは全販系統、販売組織の系統が新しく進もうとしたしております無条件委託販売のような態勢を確立して行こう、そういうように各自出来るわけだらうと思います。特にこよなう経済面だけがこの協同組合の問題ではないのであります。むしろほんとうにこの組織と違います重要な点は、この今系統組織が一つの強い一種の同族的な結合によりまして結びついておるというところが非常に大切な点だらうと考えております。これは先ほどの総会組織を確立いたしまして、そうしてそれを中心として協同組織の意識を高めまして行く、あるいは現在あります協同組合学校というようなものの組織もつと充実をいたしまして、中央における短期大学のような形に充実し、あるいは地方にあります協同組合の講習所のごときものをもう少し整備していく行くというような個々具体的な問題として進んで行くことと考えております。特にその中で協同組合の再建の象になつて来るそれ／＼の組合連合会議が、こういうものがはつきりした形に

なるうと思ひます。これは審議会その他ので具体的に一つ、一つの問題を検討して行こうと思ひます。その際に今後してありますような全系統組織の意義の高揚という問題を基礎としてのいろいろな問題が必ず出て来ることと確信いたします。その中から具体的な問題を取上げまして、それを将来おかつ敷衍して行く、いふやうな形が出来ることと考えております。

○芳賀委員 時間がないので非常に足らずになりますけれども、協同組合の任務は、端的に言つて資本主義経済の中においては、繊細な組織員の一一人の資本の自己防衛をやつて、最大の抵抗を試みるというよくな、そういうような守勢的な立場に立つた努力を継続することにあると思うわけでありますけれども、そういう場合において、事業面においても、特に販売事業等において市場における優位性を全然持つてからぬ、こういうような力関係においては、いつまでたっても、もし連合会において単協がそれ自身の組織が健全化され場合においても、組織の運営面におけるバランスをとればいいという消極的な考え方だけに堕して、結局本来の目的であるところの農民の最大の利益を守つてやるという任務を忘れるようなな結合が非常に懸念されるわけであります。そういう点に対しても、どこまでとも協同組合の持つ自主性を育成する助長するという建前において、この法律といふものは運営されなければならぬと私は考えておるわけでありますけれども、部長の所見はどうありますか。

て、苦しくなつて来ることは御存じの通りであります。小さい規模の生産者が集まりまして、そうしてその販売先になりますものが、前と違つてかなりこまかい、財力のあまりゆたかでない形の販売というかつこうになつております。しかしながらこれは現在やうどいたしております販売事業における改善策、そういうものを主軸といたしまして、それ／＼の産物に對しての特殊性を考えながらやつて行くことによつて、私は相当な力が發揮されまして、従いまして零細な農民の販賣面における利益が確保されるようになることと考えております。これは戦前の産業組合運動の経過から見ましても、まだ／＼現在の協同組合の販賣事業が伸びて行く見込みが十分あるのであります、私は販賣事業につきましても、内部態勢の刷新をいたしますれば、相當程度に伸びて行くといふうに考えております。

象も非常に多いと思うのですが、それで今後農村工業を行なう協同組合の方等に対しての問題点があると思うわけであります。

もう一つは、この促進法が出る前に府県の連合会自身が再建の方途を考へて、たとえば決損金等の半分なら半分を単協に負担させる、しわ寄せさせるというような総会における措置を講じてしまつたような場合は、この促進法が通れば当然それらの問題はこの法案の適用によつて処理すべき性質のものであると思うであります

が、それらの健全化を自主的にはからうとした連合会、すでに単協の負担においてそれがなされるような現象に対しては、どういうような具体的な措置を講じられるか、その点についてお伺いしたいのであります。

○谷垣政府委員 これはこのたびは県の段階以上の連合会を対象としております。

従いまして全指連等に対しても、これが対象となることに相なつております。もちろんそれが具体的に援助の対象になるかどうかと、

とは審議会の審議によることであります。対象としてはそういうふうに相なつております。

それから從来の経緯から見まして、農村工業を営んでおります連合会に赤字がかなり多いということは、これは事実でございます。これはおそらく終戦直後あるいはそれから引きまして

の非常に物資不足の時分に、何でもつかれ必ず売れたという時代の謙立をいたしました経営、あるいは経営自体の中にも製品その他経営内容におきまして、今から考えますればルーズなものがあつたかと思います。それらのも

で今後農村工業を行なう協同組合のあり方等に対する問題点があると思うわけであります。

もう一つは、この促進法が出る前に府県の連合会自身が再建の方途を考へて、たとえば決損金等の半分なら半分を単協に負担させる、しわ寄せさせるというような総会における措置を講じてしまつたような場合は、この促進法が通れば当然それらの問題はこの法案の適用によつて処理すべき性質のものであると思うであります

が、それらの健全化を自主的にはからうとした連合会、すでに単協の負担においてそれがなされるような現象に対しては、どういうような具体的な措置を講じられるか、その点についてお伺いしたいのであります。

○谷垣政府委員 これはこのたびは県の段階以上の連合会を対象としております。

従いまして全指連等に対しても、これが対象となることに相なつております。もちろんそれが具体的に援助の対象になるかどうかと、

とは審議会の審議によることであります。対象としてはそういうふうに相なつております。

それから從来の経緯から見まして、農村工業を営んでおります連合会に赤字がかなり多いということは、これは事実でございます。これはおそらく終戦直後あるいはそれから引きまして

の非常に物資不足の時分に、何でもつかれ必ず売れたという時代の謙立をいたしました経営、あるいは経営自体の中にも製品その他経営内容におきまして、今から考えますればルーズなものがあつたかと思います。それらのも

のが統制が終りまして、いろいろと製品が出来あつた場合におきましての経営の切りかえ方について若干齟齬があると思います。それらの点はそれからとなつて残つてあるような点があるから対策を講じまして、あるいは連合会の単位であればやりにくけれども、単協等にこれを移管した場合には、それがうまく立ち直つておるようなものもございまして、あるいはその工場の数その他が多過ぎるというようなものはそれく合併をし、あるいは閉鎖をさせることによる形におきまして整備が続いている模様でござります。なお再建整備の対象になつていなかつた、つまり再建整備を始めた際には、成績がよくて不振組合でなかつたために対象にならなかつた組合が、その後状況がかわりまして不振を來した、こういう連合会が中にあるかと思います。これらのものは再建整備法の対象になりましたが、これまではその当時の連合会の状況になりましたその当時の連合会の状況を参照いたしまして、それに大体そのようない程度の不振状況でありますならば、このたびの促進法の対象といいたい、かように考えておるわけでございます。

○井出委員長 起立賛成。よつて本案は可決すべきものと決しました。

○井出委員長 御異議なしと認めますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。それでは福田喜東君を林業小委員長に、また安藤覺君は從前の通り肥料、農業共済制度及び林業小委員に指名されをいたさなければなりませんが、名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。それでは福田喜東君を林業小委員長に、また安藤覺君は從前の通り肥料、農業共済制度及び林業小委員に指名いたします。

次会は明二十三日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十一分散会

〔参考〕
農林漁業組合連合会整備促進法案
(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

○井出委員長 以上をもつて質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。

これより農林漁業組合連合会整備促進法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔「総員起立〕

○井出委員長 起立賛成。よつて本案は可決すべきものと決しました。

○井出委員長 御異議なしと認めますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。

第一類第九号 農林委員会議録第二十二号 昭和二十八年七月二十二日

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局